

令和5年3月20日

お客さま各位

高鍋信用金庫

信金ギャランティ（株）保証付カードローン契約規定の改定について

高鍋信用金庫は、新規貸越期限の年齢について、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとするとともに、併せてカードローン契約規定を下記のとおり改定します。

なお、改定後の規定は本規定前よりお取引されているお客様にも適用させていただきます。

当金庫では、今後もお客様にご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 改定日

令和5年4月3日

2. 今回改定する契約規定

カードローン「きゃっする」のカードローン契約規定

3. 主な改定事項

新規貸越期限

4. カードローン契約規定の新旧対照表は、以下のとおりです。

条項	改定前	改定後
(新規貸越期限) 第2条3項	新規貸越期限は、借主の満66歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。	新規貸越期限は、借主の満70歳の誕生日の属する月末までとし、この期限の延長は行わないことをあらかじめ同意します。その後の取扱いは、前項の当事者の一方から期限を延長しない旨の申出がなされた場合と同様とします。

以上

